

令和8年6月1日

厚生労働大臣の定める掲示事項

◆ 入院基本料に関する事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準による看護を行っている保険医療機関です。

当院の一般病棟では、（日勤、夜勤を合わせて）入院患者さま7人に対して1人以上の看護職員を配置し皆さま方の看護に当たっております。

看護要員の対象者患者割合は、各病棟に掲示しております。

◆ 入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており管理栄養士により患者の皆さまの症状に合わせた栄養量の食事をご用意いたします。

保温保冷配膳車を取り入れ、適時（夕食については午後6時以降）適温のお食事をお届けいたします。

毎日、予め入院患者さまに提示した複数のメニューから選択された食事の提供をしています。
（選択による特別な費用の負担はありません）

◆ 特別療養環境室（室料差額室）に関する事項

当院の特別療養環境室（室料差額室）は別表に掲示のとおりです。

◆ 保険外併用療養費について

他の保険医療機関等からの紹介によらず当院に直接来院した場合は、初診に係る費用として 7,700円（税込）をいただきます。また、医師の指示によらず来院した場合は、再診に係る費用として 3,300円（税込）をいただく場合があります。緊急、その他やむを得ない事情により来院した場合は除きます。

当院の救命救急センターでは、重篤な方への治療を優先するため、紹介状なく救急外来を夜間・休日等時間外に受診した軽症の方から、時間外の診療に係る費用として 11,000円(税込)をいただきます。

入院期間が180日を越えると保険給付の一部が控除され、選定療養費〔自費負担：1日 3,185円（税込）〕の対象となる場合があります。

掲示許可	許可期間	掲示責任部署
No.8-57	令和8年6月1日から	経営企画課
	令和10年5月31日まで	